

城陽市障がい者自立支援協議会について

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（平成17年11月 7 日）

（法律第123号）

（協議会の設置）

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

○城陽市執行機関等の附属機関の設置等に関する条例

平成26年 9 月 29 日

条例第15号

改正 平成27年 3 月 31 日 条例第19号

平成28年 3 月 31 日 条例第11号

平成28年12月28日 条例第22号

令和 3 年 3 月 31 日 条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例で別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 執行機関及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

(委員の委嘱等)

第 3 条 附属機関の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて執行機関等が適当と認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期の例外等)

第 4 条 第 2 条の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第 2 条に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

(特別委員及び専門委員)

第 5 条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他執行機関等が適当と認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員にあつては特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員にあつては専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解職され、又は解任されるものとする。

(部会)

第 6 条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年（2014年）10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に存する合議体で別表に掲げる附属機関に相当するものをいう。）の委員である者は、それぞれ施行日に同表に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同表に掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

附 則（平成27年（2015年）3月31日条例第19号）

この条例は、平成27年（2015年）4月1日から施行する。

附 則（平成28年（2016年）3月31日条例第11号）

この条例は、平成28年（2016年）4月1日から施行する。

附 則（平成28年（2016年）12月28日条例第22号）

この条例は、平成29年（2017年）4月1日から施行する。

附 則（令和3年（2021年）3月31日条例第1号）

この条例は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
城陽市技能功 労者選考委員 会	城陽市技能功労者の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
城陽市障がい 者自立支援協 議会	障がい福祉の計画や増進等に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	30人以内	2年
城陽市地域密	介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基	8人以内	2年

着型サービス 運営委員会	づき、地域密着型介護サービス費等の支給及び指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。		
城陽市地域包 括支援センタ ー運営協議会	地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7人以内	2年
城陽市老人ホ ーム入所判定 委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項に規定する老人ホームへの入所措置及び当該措置の継続の要否に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
城陽市休日急 病診療所運営 委員会	城陽市休日急病診療所の運営及び診療所における事故対策等に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	8人以内	2年
城陽市予防接 種健康被害調 査委員会	予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき実施した予防接種による健康被害に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	3年
城陽市要支援 児童保育指導 委員会	要支援児童に対する加配保育士の配置の可否その他の要支援児童の保育に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	1年
城陽市生涯学 習推進会議	生涯学習の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	2年
城陽市いじめ 調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する調査の結果に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査すること。	10人以内	委嘱の日から諮問に係る調査が終了するまでの期間
城陽市地域公 共交通会議	道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域の実情に即した旅客輸送の確保その他の旅客利便の増進を図るために必要な事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	20人以内	2年

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
辻奨学生選考委員会	辻奨学生の選考及び奨励金等の交付に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
城陽市教育支援委員会	心身に障がいのある児童、生徒及び幼児に対して行う教育支援に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	40人以内	2年
城陽市立幼稚園就園支援委員会	心身に障がいのある幼児の就園支援に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
城陽市史跡整備委員会	城陽市内に所在する国指定史跡等の整備計画に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	6人以内	2年
城陽市いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止等に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年

3 公営企業管理者の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
城陽市上下水道事業経営審議会	城陽市上下水道事業の経営問題、将来計画その他健全な発展に関する事項について、公営企業管理者の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	12人以内	2年

(趣旨)

第1条 この規則は、城陽市執行機関等の附属機関の設置等に関する条例（平成26年城陽市条例第15号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、城陽市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の資格)

第2条 条例第3条に規定する市長が適当と認める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 相談支援事業所の関係者
- (2) 医師
- (3) 教育職員
- (4) 障がい者団体の代表
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募による市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は傍聴することができる。ただし、城陽市情報公開条例（平成14年城陽市条例第8号）第7条各号に規定する不開示情報を保護する必要がある場合には、委員の協議により非公開とすることができる。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(運営調整会議)

第6条 協議会全体の円滑な運営、協議会への報告又は部会間の調整に関する協議を行うため、協議会に運営調整会議を置く。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、障がい福祉主管課において処理する。ただし、市長が適当と認めたときは、協議会の庶務を指定相談支援事業所に委託することができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第2項及び第4項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれ、この規則の施行の日に協議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

附 則（平成29年（2017年）3月31日規則第2号）

この規則は、平成29年（2017年）4月1日から施行する。

○城陽市障がい者自立支援協議会の傍聴に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、城陽市障がい者自立支援協議会規則（平成26年城陽市規則第20号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、城陽市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 傍聴人の定員は、3人とする。ただし、会長が協議会に諮って会議に支障がないと認められた場合は、この限りでない。

(傍聴の手続)

第3条 協議会を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする場合は、会議開始時刻の15分前までに、会議場入口において傍聴人受付票（別記様式）に自己の住所及び氏名を記入し、当該傍聴人受付票を事務局に提出しなければならない。

3 前項の規定により傍聴人受付票を提出した傍聴希望者の数が前条に規定する定員を超えない場合にあっては当該傍聴希望者を傍聴人に決定し、超える場合にあっては当該傍聴希望者の中から抽選により傍聴人に決定するものとする。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (4) 前3号に定めるもののほか、会長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れ、又は不体裁な行為をすること。
- (2) 私語、談話、放歌、高笑その他騒ぎ立てること。
- (3) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明すること。
- (4) はちまき、腕章の類をする等示威的行為をすること。
- (5) 飲食し、又は喫煙すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は他人に迷惑となる行為をすること。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た傍聴人は、この限りでない。

(会長の指示)

第7条 傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴人がこの要領の規定に違反していると認められる場合は、当該傍聴人に対して必要な措置を講じることができる。

2 会長は、傍聴人が前項の規定による命令に従わないときは、当該傍聴人に対して会議場から退場を命じることができる。

(適用除外)

第9条 この要領の規定にかかわらず、城陽市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成26年法律第15号）第6条の規定に基づき設置する部会及び規則第6条に規定する運営調整会議は、傍聴を認めない。

附 則

この要領は、平成26年（2014年）10月21日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日開催
城陽市障がい者自立支援協議会

傍聴人受付票

傍聴を希望される方は、下記に自己の住所及び氏名をご記入の上、事務局に提出ください。

住所	氏名

備考

- 1 傍聴される方は、会議開始時刻の5分前までに入場してください。
- 2 傍聴される方は、次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) みだりに傍聴席を離れ、又は不体裁な行為をすること。
 - (2) 私語、談話、放歌、高笑その他騒ぎ立てること。
 - (3) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明すること。
 - (4) はちまき、腕章の類をする等示威的行為をすること。
 - (5) 飲食し、又は喫煙すること。
 - (6) その他会議の秩序を乱し、又は他人に迷惑となる行為をすること。
- 3 会長から退場を求められた場合は、直ちに退場しなければなりません。
- 4 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしようとする場合は、許可が必要です。あらかじめ事務局に申し出てください。